

茨城県報

第7299号

昭和59年11月22日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●新規土地改良事業の審査(6件)(農地管理課)	2
●土地改良法に基づく換地計画の審査(")	4
●道路の区域変更(道路維持課)	5
●土地地区画整理組合の事業計画の変更(都市計画課)	5
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	6

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定等	8
------------------	---

公 告

●土地立入測量(用地課)	8
●屋外広告物に関する講習会の開催(都市計画課)	9
●都市計画の図書の縦覧(")	9
●建築協定の認可(建築指導課)	10
●住宅地造成事業の工事完了(")	10
●開発行為の工事完了(")	11
●道路位置の指定(")	11

告 示

茨城県告示第1405号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき山方町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字諸沢字下立山 2627の1, 2670, 2671, 4251, 4251の1, 4252, 4252の1, 4253の1

" 字猿食田 2688, 2694, 2694の1, 2695, 2696, 2696の1, 2697, 2699の1, 4253の2から4253の4まで, 4254

" 字畑下 2689

" 字大平 2697の1, 2697の2, 2698

" 字中立山 2705の1, 2707の2, 2707の3, 2708, 2709

- " 字前ヶ作 3946, 3946の1, 3947, 3948の1, 3950, 3950の1, 3953, 3955の1, 3955の2
- " 字関田入 3956
- " 字岡田 4081, 4082, 4082の1, 4083, 4084, 4084の1, 4085, 4086の2
- " 字堰田入 4188
- " 字中ノ作 4239の16, 4239の18, 4239の20, 4239の21
- 及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字諸沢字前山に変更
-

茨城県告示第1406号

小場江堰土地改良区から昭和59年9月14日付けで認可申請のあつた西木の倉地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小場江堰土地改良区定款の写し

西木の倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第1407号

茨城町明光土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた船渡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

茨城町明光土地改良区定款の写し

船渡地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1408号

茨城町明光土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

茨城町明光土地改良区定款の写し

下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1409号

浜土地改良区から昭和59年9月26日付けで認可申請のあつた浜地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

浜土地改良区定款の写し

浜地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 玉造町役場

茨城県告示第1410号

常北町東部土地改良区から昭和59年9月26日付けで認可申請のあつた東部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
常北町東部土地改良区定款の写し
東部地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで
 - 3 縦 覧 の 場 所 常北町役場
-

茨城県告示第1411号

駒場土地改良区から昭和59年10月2日付けで認可申請のあつた町田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
駒場土地改良区定款の写し
町田地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月22日から昭和59年12月11日まで
 - 3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場
-

茨城県告示第1412号

昭和59年10月5日付けで認可申請のあつた芦間地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年11月30日から昭和59年12月20日まで
 - 3 縦 覧 の 場 所 金砂郷村役場
-

茨城県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部明野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字谷田部 字漆出口2080番1地先から	旧	最大 メートル 23.30	メートル	
		最小 4.00	18,367.00	
		最大 57.00	20,710.00	
		最小 9.00		
筑波郡筑波町大字作谷字二耕地 145番1地先まで	新	最大 23.30	18,367.00	道路の法敷を道路区 域に入れるための区 域変更
		最小 4.00		
		最大 83.70	20,710.00	
		最小 7.10		

茨城県告示第1414号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により柏田土地地区画整理組合の定
款及び事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 柏田土地地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和56年10月15日から昭和66年3月31日まで
- 3 施行地区

牛久町大字柏田字上畑ヶ、字内屋敷、字長者屋敷、字西坪裏、字松ノ下、字薬師面、字町田坂
本、字薬師地、字卯ノ改赤見及び字原の各全部並びに同字屋敷添、字木崎、字丸田久保、字壺番
山、字新屋敷、字経塚前、字赤見、字卯改赤見、字古屋敷、字花立、字西、字種井端、字竹山、
字二階畑、字持山坂本、字道祖神、字瓜ヶ谷、字瓜ヶ谷ツ、字三番山、字壺番山久保、字堀向、
字一番山、字式番山、字寺ノ下、字権現下、字午改、字権現前、字おり口、字久保、字ぼう山、
字ミよ向、字薬師前、字式階畑、字台畑、字屋姁及び字卯ノ改の一部

- 4 事務所の所在地 牛久町大字柏田3309番地17

牛久町役場内

5 設立認可の年月日

昭和56年10月15日

6 変更の主な内容

- ・施行区域の変更
- ・資金計画の変更
- ・保留地面積の変更
- ・施行期間の変更
- ・都市計画道路の延伸
- ・区画街路の変更

7 変更認可の年月日

昭和59年11月22日

茨城県告示第1415号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64―2に事務所を置く岩瀬北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年11月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 岩 瀬 豊

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字富谷684	理 事	中 田 清 一	
" " 大字大月599	"	永 田 清	
" " 大字亀岡685	"	中 原 宇 内	
" " " 656	"	堀 田 与 一	
" " 大字平沢318	"	佐 藤 秀 雄	
" " " 879	"	池 田 三 男	
" " 大字池亀210	"	岩 崎 輝 夫	
" " 大字山口365	"	広 沢 弥 夫	
" " 大字福崎467―3	"	永 田 健一郎	
" " " 523	"	小松崎 光 枝	
" " 大字大月415	"	江 尻 行 雄	
" " 大字磯部692	"	保 坂 次 男	
" " " 136	"	中 村 久 治	
" " 大字間中68―1	"	大和田 嘉 一	
" " 大字上城540	"	谷 中 藤 吉	
" " 大字稲512	"	内 山 季	
" " 大字小塩62―1	"	永 堀 祐 雄	
" " 大字坂本262	"	鈴 木 栄 信	
" " 大字岩瀬2507	"	堀 田 清 治	

"	"	大字池亀399	監 事	保 坂 治 義
"	"	大字山口476	"	中 野 晶
"	"	大字上城542	"	小 嶋 秀 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字富谷684	理 事	中 田 清 一	
" " 大字大月599	"	永 田 清	
" " 大字亀岡685	"	中 原 宇 内	
" " " 656	"	堀 田 与 一	
" " 大字平沢313	"	佐 藤 秀 雄	
" " " 879	"	池 田 三 男	
" " 大字池亀210	"	岩 崎 輝 夫	
" " 大字山口126	"	磯 武 夫	
" " 大字福崎467—3	"	永 田 健一郎	
" " " 523	"	小松崎 光 枝	
" " 大字大月415	"	江 尻 行 雄	
" " 大字磯部692	"	保 坂 次 男	
" " " 136	"	中 村 久 治	
" " 大字間中68—1	"	大和田 嘉 一	
" " 大字上城540	"	谷 中 藤 吉	
" " 大字稲512	"	内 山 季	
" " 大字小塩62—1	"	永 堀 祐 雄	
" " 大字坂本262	"	鈴 木 栄 信	
" " 大字岩瀬2507	"	堀 田 清 治	
" " 大字池亀399	監 事	保 坂 治 義	
" " 大字山口476	"	中 野 晶	
" " 大字上城542	"	小 嶋 秀 雄	

茨城県告示第1416号

勝田市大字馬渡1270番地に事務所を置く馬渡土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年11月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 岩 瀬 豊

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字馬渡653	理 事	深 谷 徳太郎	
" " 3290— 1	"	小 池 光 男	
" " 3425	"	飛 田 弘	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第31号

道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号）第13条第 1 項の規定により緊急自動車の指定及び取消し、第14条の 2 の規定により道路維持作業車の指定を行つたので公示する。

昭和59年11月22日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者、使用者氏名
1734	土浦88す 2460	ニッサン・59年式	公共応急作業用 (ガス事業)	東京ガス(株)常総業所
1736	水戸88す 2461	ト ヨ タ・58年式	同 上	東部ガス(株)茨城支社
1737	水戸88す 2779	" 59年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者、使用者氏名
1735	土浦88す 2497	ト ヨ タ・59年式	道路維持作業用	日本道路公団 谷和原管理事務所

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者名称	指 定 日 年 月 日	告示 番号
981	茨 88 せ 3367	ダットサン ・52年式	保存血液 応急運搬用	茨城県赤十字 血液センター	52. 11. 7	32
1065	土浦88せ 293	" 53年式	"	"	53. 11. 13	43

公 告

●土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県西広域水道用水供給事業及び工業用水道事業建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
猿島郡境町大字長井戸字中山及び字立谷地内
" " 大字塚崎字長井戸沼地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和59年12月1日から昭和60年1月31日まで

●屋外広告物に関する講習会の開催

茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第24条第1項の規定に基づき、屋外広告物に関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 期 日 昭和60年2月7日（木）2月8日（金）の両日
- 2 場 所 水戸市梅香1-6-8
ときわ荘 会議室
- 3 講 習 時 間
第1日 午前9時から12時まで（屋外広告物関係法令に関する事項）
午後1時から4時まで（屋外広告物の表示の方法に関する事項）
第2日 午前9時から12時まで及び午後1時から午後3時まで
（屋外広告物等の施行に関する事項）
- 4 受講申込期間 昭和60年1月5日から1月18日まで
- 5 受講申込場所 茨城県各土木事務所管理課又は用地管理課

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画土地区画整理促進区域（柏田土地区画整理事業）の変更に伴い、牛久町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により建築協定を認可したので、同法第73条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
三井不動産株式会社
- 2 建築協定の名称 パークンテイ守谷 1 丁目住宅地建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
茨城県北相馬郡守谷町みずき野 1 丁目62-1 ほか 20,703.75㎡
- 4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。
- 5 認 可 年 月 日 昭和59年11月14日

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第 160 号）第 4 条の認可に係る住宅地造成事業について、次の地域の工事が完了したので、同法第12条第 3 項の規定により公告する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称
下館市大字玉戸字山ヶ島1278の117, 1278の116, 1278の118, 1278の119, 1278の22, 1278の21, 1278の20, 1278の59, 1278の93, 1278の92, 1278の94, 1278の99, 1278の100, 1278の186, 1278の187, 1278の188, 1278の19, 1278の52, 1278の85, 1278の86, 1278の87, 1278の88, 1278の90, 1278の91, 1278の33, 1278の89, 1278の11, 1278の36, 1278の12, 1274の18, 1278の1の一部, 1303の24, 1278の104, 1278の105, 1278の106, 1278の107, 1303の25, 1274の20, 1274の21, 1274の40, 1276の17, 1276の18, 1276の19, 1272の148, 1278の102, 1274の19, 1274の38, 1274の39, 1274の29, 1274の15, 1274の30, 1274の13, 1274の14, 1278の98, 1274の28, 1274の37, 1274の31, 1274の22, 1274の12, 1278の97, 1274の26, 1274の27, 1274の35, 1272の22の一部, 1274の25の一部, 1272の100, 1272の101, 1272の18の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都中央区八重洲 1-6-17
大洋興業株式会社
代表取締役 蓮 池 義 昭

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町大字平井字新押合20番11

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鹿島町宮中2143の1

齊丸土地 代表 齊 丸 千 代

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	廃止年月日	申請者		廃止した道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
水土木指令 第1198号	59. 11. 6	西野逸之介	勝田市高野1357	勝田市高野字矢畑225—3, 225—4, 225—5	メートル 6.00	メートル 36.20
" 第1199号	"	久下沼保男	那珂郡大宮町塩原42—2	那珂郡大宮町泉字新山494—1, 494—15, 泉字中村田531—19, 531—40	4.00 4.00	34.80 34.80
潮土木指令 第456号	59. 10. 30	仲沢 徳寿	鹿島郡神栖町平泉外十二入会283—3	鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会字大野434—24	4.20	35.00
" 第470号	59. 11. 6	ミツワ産業(株) (代表)日向寺 守	" 大野村大志崎789—2	" 大野村大字林字寺台444—10	4.20	61.30
" 第471号	"	春日井産業(株) (代)児島 和久	東京都渋谷区代々木2—23—1 ニューステイトメナー469号	" " 大字大小志崎字稲荷下294—5	4.20	35.00
" 第472号	"	(株)オレンジホーム (代)岩本 訓	" 新宿区新宿2—17—4 509号	" " 大字志崎字前山435—4	4.20	108.85
下土木指令 第671号	59. 11. 12	三和ホーム株式会社 代表取締役 山中 正	" 豊島区東池袋3—3—1 サンシャイン三和ビル	結城郡八千代町大字松本字大砂374番7	6.00	64.06

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所